

市営建設工事の発注の見通しに関する事項並びに入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表に関する規程

平成23年3月1日告示第17号

改正 平成27年10月28日告示第194号

改正 平成30年4月3日告示第159号

(趣旨)

第1条 この告示は、市営建設工事の発注の見通しに関する事項並びに入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項を公表することについて、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象とする工事)

第2条 公表の対象は、予定価格が130万円を超える市営建設工事（市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札の参加者の資格等に関する規程（平成17年宮古市告示第15号。以下「資格等規程」という。）第2条第1号に規定する市営建設工事をいう。以下同じ。）とする。

(発注の見通しに関する事項の公表)

第3条 政令第5条第1項及び第5項に規定する事項の公表は、総務部契約管財課（以下「契約管財課」という。）及び宮古市ホームページ（以下「ホームページ」という。）で市営建設工事発注見通し一覧（様式第1号）により閲覧に供する方法により行う。

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第4条 政令第7条第1項、第2項（第6号及び第8号ニに掲げる事項を除く。次項において同じ。）及び第3項に規定する事項の公表の方法は、別表に定めるとおりとする。

2 政令第7条第2項及び第3項に規定する事項の公表については、公表した日の翌年度の3月31日まで閲覧に供する。

(補則)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成23年3月1日から施行する。
- 2 市営建設工事に係る入札結果等の公表に関する規程（平成17年宮古市告示第18号）は、廃止する。
- 3 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第5条に規定する公共工事の発注の見通しに関する事項の公表（平成17年宮古市告示第145号）は、廃止する。
- 4 この告示の施行の日の前日までに、契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月3日から施行する。

別表（第4条関係）

公表する事項		公表する書面、様式等	公表の方法
(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿		資格等規程第5条の規定により公示した書面及び資格等規程第7条の規定により作成した名簿	契約管財課及びホームページで閲覧に供する。
(2) 自治令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿			
(3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準		市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札の参加者の指名基準(平成17年宮古市告示第16号)	
(4) 自治令第167条の5の2の規定に基づき一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格		条件付一般競争入札公告	
(5) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由		入札結果を記載した書面(以下「入札調書」という。)	
(6) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由		指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由を記載した書面	
(7) 入札者の商号又は名称及び入札金額(随意契約を行った場合を除く。)		入札調書	
(8) 落札者の商号又は名称及び落札金額(随意契約を行った場合を除く。)			
(9) 自治令第167条の10第2項(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称			
(10) 総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札を行った場合における事項	当該総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札を行った理由		
	自治令第167条の10の2第3項(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)に規定する落札者決定基準	落札者決定基準を記載した書面	
	自治令第167条の10の2第1項(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由	入札調書	

(11) 契約の相手方の商号又は名称及び住所		契 約 内 容 調 書 (様 式 第 2 号)	
(12) 市営建設工事の名称、場所、種別及び概要			
(13) 工事着手の時期及び工事完成の時期			
(14) 契約金額			
(15) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由		契約の相手方を選定した理由を記載した書面	
(16) 市営建設工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合において、変更後の契約に係る事項	市営建設工事の名称、場所、種別及び概要	変更契約内容調書(様式第3号)	
	工事着手の時期及び工事完成の時期		
	契約金額		
	変更の理由	変更の理由を記載した書面	

備考

- この表において「総合評価一般競争入札」とは、自治令第167条の10の2第1項の規定に基づき落札者を決定する一般競争入札をいう。
- この表において「総合評価指名競争入札」とは、自治令第167条の13において準用する自治令第167条の10の2第1項の規定に基づき落札者を決定する指名競争入札をいう。

様式第1号（第3条関係）

市営建設工事発注見通し一覧

[illegible]

様式第 2 号（別表関係）

契約内容調書

工事の名称		
工事の場所		
工事種別		
工事概要		
契 約 の 相 手 方	商号又は名称	
	住所	
工事着手の時期		年 月 日
工事完成の時期		年 月 日
契約金額		円
備考		

様式第 3 号（別表関係）

変更契約内容調書

工事の名称	
工事の場所	
工事種別	
工事概要	
工事着手の時期	年 月 日
工事完成の時期	年 月 日
契約金額	増額（減額）円
備考	